

## 2 男女の人権尊重と生涯を通じた健康への支援

男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提です。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、児童・高齢者・障害者への虐待、ストーカーなどは、人権の侵害、力による支配といった共通要素を持ち、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題であるにもかかわらず、こうした問題は、今まで潜在化しがちであり社会の十分な理解を得ることはできませんでした。

そこで、今日の男女がおかれている社会状況が性的差別意識に根ざした社会的、構造的な問題であるという認識をさらに広く浸透させ、意識・無意識にかかわらず男女間の暴力を許さない社会を実現していく必要があります。

このため、こうした男女という性別に起因する暴力や人権侵害を根絶するため、幅広い啓発活動の展開や相談体制の充実を推進します。

また、健康支援においても、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や男女の性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進する必要があります。



## 1) 人権の尊重と暴力の根絶

人権の尊重は、社会の基礎となるべきものであり、男女を問わず、全ての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会づくりのためには、固定的な役割分担意識の払しょくに向けた取組や人権教育・啓発活動等の実施が必要になります。

また、男女間の暴力を根絶していくためには、個人の問題として見過ごすことなく、社会全体で暴力や人権を見守っていく環境づくりが重要になります。暴力は、その対象や性別、間柄等を問わず、決して許されるものではありません。

この問題に対応する前提として、まずは男女間に様々な形の暴力が現実存在することと、それが人権侵害にあたるということを、一つ一つ確認し、認識することが必要であり、その予防のための啓発等の推進に加え、横断的で切れ目のない相談支援や被害からの回復を支援する取組を推進します。

### 【2-1-1】人権を尊重する意識の浸透

#### 1) 人権を尊重する意識の浸透

男女の人権が尊重され、男女平等の意識のもとお互いを対等なパートナーとして認め合える社会を形成するため、人権に関する情報の発信と意識の啓発に努めます。

また特に、性的指向や性同一性障害等を理由として、差別や偏見を受けることがないように啓発活動に取り組みます。

##### <主要事業>

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| ○人権啓発活動の実施            | (福祉事務所) |
| ○人権に関する講座等の開催         | (福祉事務所) |
| ○学校における人権教育の推進        | (学校教育課) |
| ○関係機関と連携した人権相談窓口の充実   | (福祉事務所) |
| ☆メディア・リテラシーの啓発事業      | (統合政策課) |
| ☆LGBT等性的少数者に係る啓発活動の実施 | (統合政策課) |

### 【2-1-2】あらゆる暴力根絶に対する取組みの推進

#### 1) 女性に対する暴力の根絶（ドメスティック・バイオレンス（DV）対策）

ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為等の根絶を図るため、暴力や被害の実態について情報を提供するとともに、防止に向けた啓発活動や被害者の支援体制の充実に努めます。

##### <主要事業>

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| ○DVに関する啓発活動等の実施        | (福祉事務所) |
| ○DVに係る相談窓口の設置          | (福祉事務所) |
| ☆中高生に対する意識啓発の推進（デートDV） | (学校教育課) |

## **2) 児童に対する暴力の根絶（児童虐待防止対策）**

育児不安の増加や家庭、地域における子育て力の低下等により増加している児童虐待を防止するため、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、児童虐待の予防、防止を図ります。

### **<主要事業>**

- 児童虐待に関する啓発活動等の実施 (福祉事務所)
- 要保護児童対策地域協議会の運営 (福祉事務所)

## **3) 支援・相談体制の充実・強化**

多様化・高度化する市民の様々な悩みや問題に適切に対応するため、各種相談窓口の充実とその周知に努めるとともに、それぞれの相談窓口と関係機関の緊密な連携体制の充実を図ります。

### **<主要事業>**

- 各種相談窓口の充実 (福祉事務所・市民保健課)
- 関係機関の連携の強化 (福祉事務所・市民保健課)
- ☆窓口担当職員に対する研修 (福祉事務所・市民保健課)

## 2) 生涯を通じた健康支援

男性も女性も、それぞれの身体的特徴を相互に理解し合い、思いやりを持って生きていくことが男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。このためには、生涯にわたって健やかに生活できることが重要な課題になります。

しかし、男女とも、青年期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージにおいて様々な健康問題を抱え、安定した生活の維持に大きな影響を与えることがあります。とりわけ女性は、妊娠や出産という女性特有の身体的特性を備えているため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することになります。

こうした心配を失くし、安心して暮らすことのできる社会環境を形成するため、健康づくり事業や母子保健対策を推進します。

### 【2-2-1】こころと身体健康づくりの推進

#### 1) 母子保健対策の充実

乳幼児と妊産婦の健康の保持・増進を図るため、妊娠から出産、乳幼児期までの各段階における各種健康診査や健康相談等の母子保健事業の充実を図るとともに、安心できる医療体制の確立に向けて関係機関と連携した取組を推進します。

##### <主要事業>

- 子育て世代包括支援センターの充実・強化 (市民保健課)
- 妊婦・乳幼児健康診査、健康相談の実施 (市民保健課)
- 家庭訪問の実施 (福祉事務所・市民保健課)
- 産婦人科や小児科等の医療体制確立の要請 (市民保健課)
- 不妊に関する相談・支援 (市民保健課)
- ☆リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発 (市民保健課)

#### 2) 生涯を通じた健康づくりの推進

性別、年齢などを問わず、全ての人が生涯を通じて健康な生活を過ごすことができるよう、市民の健康の保持・増進についての意識啓発を推進します。

##### <主要事業>

- 健康に関する講演会、講座、教室等の開催 (市民保健課)
- 各種健康診査及び各種がん検診の充実 (市民保健課)
- 健康相談、訪問指導等の充実 (市民保健課)

#### 3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民が健康づくりのために気軽にスポーツに参加できるよう、各種施設の整備を図るとともに、教室等参加メニューの充実を図ります。

##### <主要事業>

- 各種スポーツ教室の開催 (生涯学習課)
- 各種スポーツ施設の整備 (生涯学習課・建設課)
- スポーツ指導者の養成 (生涯学習課)

